

中学校の部活動に係る活動方針

筑後市立筑後北中学校

- 1 目的

生徒の自発的・自主的な活動と親和協力により、技術・競技力の向上を図る。さらに、よりよき筑後北中学校の校風を築かせながら、感性が磨かれた、心身共に健全な生徒を育成する。
- 2 めざす生徒
 - (1) 校則等のルールを守るとともに、マナー（礼儀）を身につけた生徒
 - (2) 積極的に部活動に参加し、向上心を持ち、互いに励まし合いながら、協力して活動する生徒
 - (3) 部活動だけでなく、学習にも努力し、日常生活でも筑後北中学校の生徒として、誇りある言動ができる生徒
- 3 基本方針
 - (1) 部活動は学校教育の一環として実施する。
 - (2) 技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として楽しみながら活動することの両立を図る。
 - (3) 充実した学校・家庭生活を送ることができるよう、適切な休養日・活動時間を設定する。
- 4 部活動運営について
 - (1) 進め方について
 - ・ 練習計画や顧問の指示をもとに、自発性・自主性を育てる指導を行う。
 - (2) 適切な指導について
 - ・ 科学的なトレーニングや合理的な指導方法を積極的に取り入れ、短時間で効果が得られるよう、練習を工夫する。
 - ・ 顧問は、活動場所や施設、用具などの安全管理とともに、部員の健康管理、事故防止と安全指導を行う。
 - ・ いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。
 - (3) 保護者と理解と協力について
 - ・ 保護者の理解と協力は部活動の運営上欠かすことができないことから、顧問としての指導に関する基本方針及び休養日・活動時間等を明確にした上で、生徒を通して、活動計画等を知らせる。
- 5 活動時間及び日数について
 - (1) 学期中の活動時間
 - ・ 平日は2時間程度とする。
 - ・ 朝練習は行わない。
 - ・ ただし、相撲部・駅伝部については、大会前の一定期間のみ行う。
 - ・ 週休日等は3時間程度とする。（練習試合や大会等は除く。）
 - (2) 休養日
 - ・ 平日1日以上、週休日等1日以上の週2日以上とする。
 - ・ ただし、休養日を変更せざるを得ない場合は、原則として、平日はその週で補い、週休日等はその月内を含めた3ヶ月内で補うよう、休養日及び活動時間を設定する。
 - (3) その他
 - ・ 定期考査前3日間（土・日曜日を含む）は部活動を行わない。
 - ・ ただし、大会等がある場合は、校長に相談し、全職員の承認を得て行う。
 - ・ お盆や年末年始の学校閉庁日は、原則として、部活動は行わない。
- 6 部活動の時間（完全下校時間）

4月	18:30	7月	18:45	10月	17:45 ※新人戦までは 18:00	1月	17:30
5月	18:45	8月	18:30	11月	17:30	2月	17:45
6月	18:45	9月	18:30	12月	17:30	3月	18:00